

沿岸広域振興局長告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成26年12月19日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1 路線名 340号
- 2 供用開始の区間 宮古市小国第1地割丙20番から8番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成26年12月19日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
  - (2) 期間 平成26年12月19日から平成27年1月19日まで